

# 島田掛川信用金庫と基本協定を締結

## ～藤枝駅前二丁目市有地(駅前駐車場)有効活用事業～

### 要約すると

- 更新を予定している市営藤枝駅前駐車場の売却先が島田掛川信用金庫に決定
- 土地売買契約に向けた基本協定を締結

本市では、建設から42年が経過し更新期にある市営藤枝駅前駐車場の売却先について、公募型プロポーザル方式により事業者選定を進め、4月18日(月)に審査委員会による応募事業者からの提案審査を実施し、最優秀提案者に「島田掛川信用金庫」が選定されました。

事業提案内容では、店舗施設と駐車場施設の2棟の施設整備が提案され、市が目指す「公益性の高い広域都市機能の立地」に合致した広域母店の設置や、「地域ビジネス支援ゾーン」、「サテライトオフィス」の開設などの施設提案がされ、駐車場施設については、128台収容など、条件を満たす内容となっています。

そして、5月11日(水)、今後の土地売買契約の締結に向けた基本協定を締結し、正式に事業者として決定しました。

協定締結式では、北村市長から「基本協定の締結を機に、より市民のためになる、また、中心市街地の『核』となる施設建設に向け、島田掛川信用金庫と連携していく」とのコメントがありました。

本協定締結により、提案内容が基本計画として確定し、土地引渡しに向けた協議が開始されます。



また、本年秋頃には、駐車場解体工事に着手し、令和5年度当初に土地売買契約を締結、所有権移転等の手続きを予定しています。

新たな施設は、令和7年10月頃に供用開始予定で、中心市街地の新たな『核』となる施設の誕生が期待されます。